

令和7年度京都発脱炭素ライフスタイルに関するプロジェクトの成果の見える化に係る業務委託について

1 目的・概要

2050年の京都の姿として「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」を実現するため、二酸化炭素を排出しない社会・経済活動への転換と併せて、脱炭素が生活の質の向上や豊かさにつながる、持続可能なライフスタイルへの転換を目指し、「京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～」(以下「京創ミーティング」という。)での議論を踏まえ、令和4年10月に京都発脱炭素ライフスタイルのビジョンを策定した。

これまで、使用済み衣服を循環させる「ファッションロスゼロ」を目指したプロジェクトなど、市民が自分ごととして新しいライフスタイルを実践しやすい様々な仕掛けづくりを行っている。また、令和7年度からは、よりオープンに新たな事業者等が参画できる「2050京創プラットフォーム」を創設し、市民、事業者、行政が交ざり合い、協働・連携を通じて、新たなプロジェクトを創出及び実証していく。(図1参照)。

本業務は、本年度に実証期間を終えるプロジェクトについて、これまでの取組の成果を市民に対して、分かりやすくとりまとめるとともに、公式ホームページ「2050 MAGAZINE」やSNS等を活用した効果的な情報発信を行うことで、当該プロジェクトへの市民参加等の促進を図っていくことを目的としている。

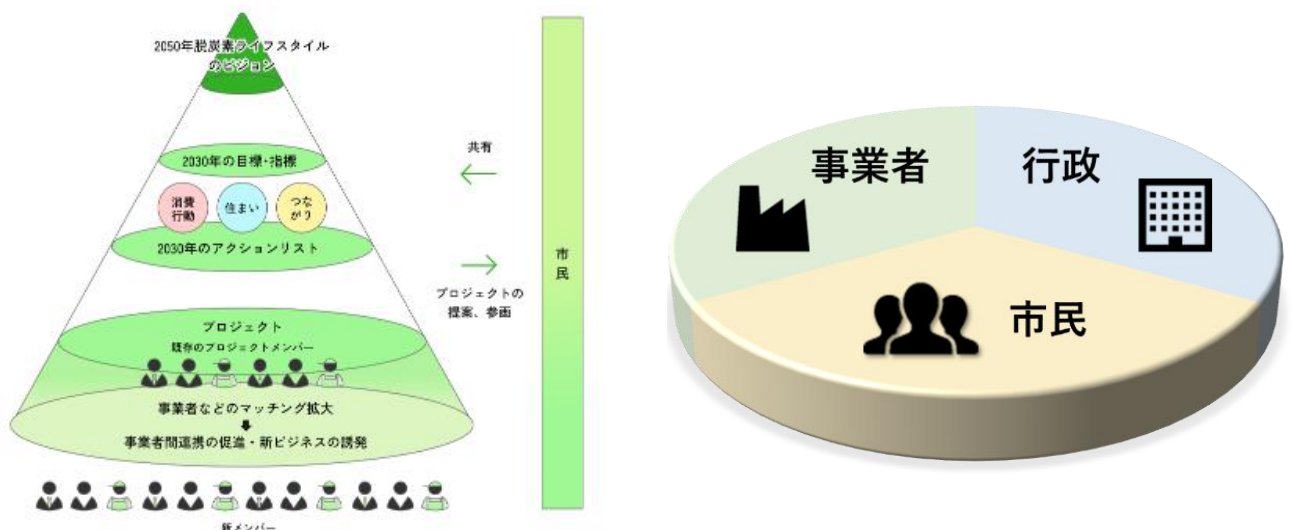


図1. 2050京創プラットフォーム

2 業務内容

プロジェクトにおける実証期間は、その取組を開始した日から2年以内としている（図2参照）。

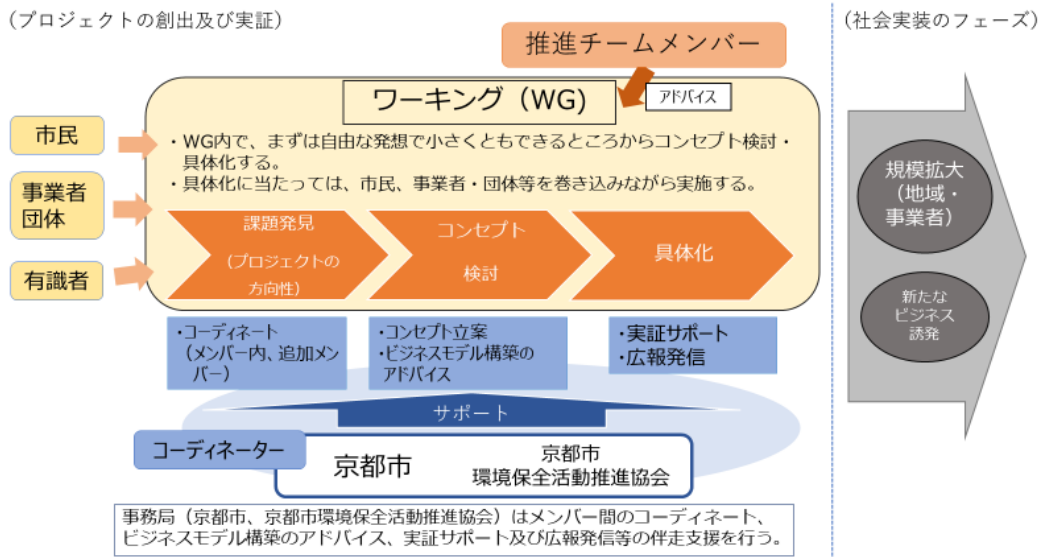


図2. プロジェクトの進め方

実証期間を終えたプロジェクトは、この先、社会実装を進めていくにあたり、これまでの取組の成果を分かりやすくとりまとめるとともに、市民が理解し、参加したくなるような見える化を実施していく。

この度、令和7年度中に実証期間を迎える以下5つのプロジェクト（別紙参照）について、京都市から提供する情報をベースに、インフォグラフィック※等、効果的な手法を用いた、取組成果の見える化を行う。

なお、インフォグラフィック等の作成については、別途、本市が契約している「京都発脱炭素ライフスタイルの促進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務」で製作する事業者向け成果発信の内容と連携すること。

※ 文字や数字だけでは伝わりにくい情報を整理して、イラストやグラフ、チャート、表などを用いて表現したもの

（関連情報）

- ・2050京創ミーティングについて
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000296476.html>
- ・京都発脱炭素ライフスタイルのビジョン等の策定について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304996.html>
- ・脱炭素ライフスタイル推進事業公式ホームページ「2050 MAGAZINE」について
<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/>

- ・ 2050京創プラットフォームについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000339419.html>

3 想定スケジュール

令和7年	8月上旬	契約締結～業務開始
	9月頃～	インタビューレポート等素材の提供
	12月頃	インフォグラフィック等の成果物の完成
		ホームページ、SNS等による情報発信
令和8年	3月31日	データ納品

4 履行期間

委託契約締結日～令和8年3月31日まで

5 電子データでの納品と仕様

本業務で制作したデザインの版下データについては、完成次第、メール及びCD-Rで提出すること。提出する電子データの仕様は以下のとおり。

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては以下のとおりとする。
 - ・ 文 章：Microsoft社Word
 - ・ 画 像：BMP形式又はJPEG形式及びai形式
 - ・ ポスター：BMP形式又はJPEG形式又はpdf形式及びai形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市の指示に従うこと。

6 留意事項

- (1) 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行について、随時、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を本市に報告すること。
- (5) 作成した成果物は本市に帰属するものとする。また、成果物や成果物に使用される画像やイラスト等について、市が他の広報物にも活用できるものとする。
- (6) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打ち合わせ際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。

なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。

ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。

- (8) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及びその他の権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。
- (9) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の仕様に必要な費用を負担し、使用承諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (10) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納品するものとし、この関連文書についても上記（8）及び（9）に準じる。
- (11) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。

令和7年度に実証期間が終了するプロジェクトの概要

プロジェクトの名称	取組の概要
環境配慮型農業の実践（令和7年5月終了）	トラクターの脱炭素化、再エネ電気への転換、生ごみたい肥の活用等、環境に配慮した脱炭素型農業モデルを構築・発信。 【取組例】 市民等を対象に農業体験の場づくりを実施。
四条通をサステナブルのシンボルへ（令和7年6月終了）	京都の消費の代名詞ともいえる四条通をサステナブルのシンボルとして、再エネや資源循環の実践や、環境配慮の人や企業が集まる場所とし、情報発信する。 【取組例】 祇園祭の宵山における山鉦（油天神山、鷹山）の駒形提灯を、再生可能エネルギーを利用して点灯。
環境負荷の見える化プロジェクト（令和8年2月終了）	環境負荷の少ない商品・サービスの普及と市民の見える化を促進。 【取組例】 事業者が提供する商品のCO2排出量の削減効果（デカボスコア）を算出し、ホームページ等で発信。
菜食対応のメニューを提供する店舗の見える化（令和8年2月終了）	菜食を増やすことによる環境負荷の低減を促進。 【取組例】 「京都ヴィーガンウォーキング」ツアーの開発や、ヴィーガンを提供できる店舗を表示。(https://kyotovegan.jp/)
公園を活用したサーキュラーエコノミープロジェクト（令和8年2月終了）	公園とその周辺を拠点として、脱炭素アクションを創出。 【取組例】 公園の未開園地を都市林業の実践の場として、ベンチ作成をはじめ、研修や人材育成を実施。